

# 令和3年度 東京支部の保険料率について

1. 保険料率決定までのスケジュール
2. 令和3年度の保険料率について
  - ① 平均保険料率などについて
  - ② 東京支部の保険料率について
  - ③ 介護保険料率について
  - ④ 広報スケジュール

【参考】令和3年度都道府県単位保険料率の算定に係る基礎データ



# 1. 保険料率決定までのスケジュール

# 今後の運営委員会・支部評議会のスケジュール（現時点での見込み）

令和2年	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
運営委員会	9/15		11/25	12/18 (12/24)	1/26	(下旬)	下旬	
	事業計画(R3年度)							
	第5期アクションプラン				予算(R3年度)			
	インセンティブ速報値(R1年度)	インセンティブ制度に関する見直しの検討						
	インセンティブ実績(R1年度) 評価・反映方法			平均保険料率				都道府県単位保険料率
	・論点 ・5年収支見通し	↑	・評議会意見(任意)	・平均保険料率の決定	↑	・都道府県単位保険料率の決定 ・支部長意見の申出	(保険料率の広報等)	
支部評議会		10/26		12/21	1/18			
	保険料率			都道府県単位保険料率				
	インセンティブ実績(R1年度) 評価方法		支部の事業計画(R3年度)					
	支部の予算(R3年度)							
国・その他	薬価改定・介護報酬改定				政府予算案 閣議決定	保険料率の認可等	事業計画、予算の認可等	
	制度見直し検討(給付と負担の見直し等)							

## **2. 令和3年度の保険料率について**



# ①平均保険料率について

令和2年11月25日  
第107回運営委員会  
資料1-1(一部修正)

# 令和3年度保険料率に関する論点について

(改訂版)



## 1. 平均保険料率

第107回運営委員会(11/25)の資料から  
納付猶予及び医療給付費の記載を変更

### 《現状・課題》

- ✓ 協会けんぽの令和元年度決算は、収入が10兆8,697億円、支出が10兆3,298億円、収支差は5,399億円と、収支差は前年度に比べて▲550億円となったものの、準備金残高は3兆3,920億円で給付費等の4.3か月分（法定額は給付費等の1か月分）となった。
- ✓ これは、協会において、ジェネリック医薬品の使用促進、レセプト点検の強化など医療費適正化のための取組を着実に進めてきたことや、中長期的に安定した財政運営を行う観点から、平均保険料率10%を維持してきたことなどによるものである。
- ✓ 一方、協会けんぽの財政は、医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造が解消されていないことに加え、以下の観点などから、今後も予断を許さない状況にある。
  - ・高齢化の進展により、高齢者に係る医療費が今後も増大する見込みであり、特に、令和4年度以降、後期高齢者が急増するため、後期高齢者支援金の大幅な増加が見込まれること。
  - ・平成29年度半ば頃から被保険者数の伸びが急激に鈍化しており、賃金の動向も不透明であること。
  - ・高額な医薬品や再生医療等製品の薬価収載が増加していくと見込まれること。
- ✓ 加えて、新型コロナウイルス感染症の拡大による経済情勢の悪化により、令和2年4月～9月にかけて被保険者数の伸びが急激に鈍化するとともに、令和2年10月30日時点で約1,594.7億円の保険料の納付猶予が発生するなど、保険料収入の減少等が見込まれる状況にある。
- ✓ また、医療機関への受診抑制により、加入者一人当たり医療給付費（稼働日数調整後）が 対前年同月比で、令和2年4月から7月までマイナスとなっていたのが、8月は+0.3%、10月は-1.6%となっている。
- ✓ こうした状況も踏まえながら、今後の財政状況を見通す観点から、新型コロナウイルス感染症の影響も含めた、5年収支見通し等の財政状況に関するシミュレーションを行ったところ、平均保険料率10%を維持した場合であっても、数年後には準備金を取り崩さなければならぬ見通しとなっている。

## 1. 平均保険料率

### 【論点】

- 協会の財政構造に大きな変化がない中で、今後の5年収支見通しのほか、人口構成の変化や医療費の動向、後期高齢者支援金の増加などを考慮した中長期的な視点を踏まえつつ、令和3年度及びそれ以降の保険料率のあるべき水準について、どのように考えるか。

※ 平成29年12月19日 運営委員会 安藤理事長発言要旨：「今後の保険料率の議論のあり方については、中長期で考えるという立ち位置を明確にしたい。」（詳細はP.3参照）

## 2. 保険料率の変更時期

### ≪現状・課題≫

- ✓ これまでの保険料率の改定においては、都道府県単位保険料率へ移行した際（21年9月）及び政府予算案の閣議決定が越年した場合を除き、4月納付分（3月分）から変更している。

### 【論点】

- 令和3年度保険料率の変更時期について、令和3年4月納付分（3月分）からでよいか。

## 令和3年度保険料率について(支部評議会における主な意見)

令和2年10月から11月に開催した各支部の評議会での意見については、理事長の現時点における考え(新型コロナウイルス感染症拡大による協会財政に対する影響はあると考えられるが、基本的には中長期的な視点で保険料率を考えていくこと)を評議会で説明した上で、特段の意見があれば提出していただくこととしている。

意見の提出状況並びに平均保険料率に対しての意見の概要は以下のとおり。

意見の提出なし 6支部(13支部)

※( )は去年の支部数

意見の提出あり 41支部(34支部)

- |                           |            |
|---------------------------|------------|
| ① 平均保険料率10%を維持するべきという支部   | 31支部(21支部) |
| ② ①と③の両方の意見のある支部          | 5支部(7支部)   |
| ③ 引き下げるべきという支部            | 2支部(2支部)   |
| ④ その他(平均保険料率に対しての明確な意見なし) | 3支部(4支部)   |

※ 保険料率の変更時期については、4月納付分(3月分)以外の意見はほぼなし。

# 令和3年度保険料率に関するこれまでの運営委員の主な意見

## 1. 平均保険料率

- コロナ禍という状況であるが、高齢化の進行、現役世代の減少という構造的な課題は変わっていない。健全な財政基盤を確保していくことが基本であり、10%維持に賛成である。一方で準備金残高が積みあがっており、これまで以上に丁寧な説明が必要である。
- 新型コロナウイルス感染症で先行き不透明であり、景気回復には時間がかかることが見込まれる。今後、数年は厳しい財政状況になることが見込まれるため、令和3年度の保険料率を10%維持することが適当であると考え。なお、協会けんぽには、国庫補助率を上限20%に引き上げるよう国へ強く要望していただきたい。
- 評議会の意見の中でコロナの影響で一時的に保険料率を下げてはどうかという意見も見受けられたが、保険料の納付猶予で対応されていると考える。コロナで先行き不透明な中で、保険料率を変更することはリスクが高いと考える。
- 現状の保険料率の維持を支持したい。多くの支部で現状の10%維持を支持していると思われる。新型コロナの影響が今後さらにでてくることを考えると将来的な引き上げ幅を緩和するという効果を視野に入れて10%維持を支持したい。一方で、事務局が出された資料の準備金の予測値と実際の値と乖離が出た場合は、しっかりと検証し、次年度に還元するなど新たな対応を議論する必要があるのではないかと考える。
- 現状の10%維持に賛成である。資料から保険の財政が赤字構造であることが読み取れるため、コロナの影響で保険料収入が増加しない中、赤字構造を改善するには支出を減らす必要がある。マイナンバーカード等を活用して、医療費削減につながる提言を国に対して行ってほしい。
- 保険料を10%に据え置くことはコロナ禍で苦しんでいる事業主や従業員の理解を得ることは難しい。コロナ禍の中で、保険料の引き下げや国庫負担の増額に言及した支部評議会の意見も多くあるため、本部としても十分にこの内容を検証して運営委員会に来年度の保険料率に係る議論を諮るべきである。保険者として収支の均衡のみを見るのではなく、加入者の持続的な発展につながるような、加入者への支援策を積極的に国へ要望していただきたい。

## 2. 保険料率の変更時期

- 令和3年4月納付分から変更するということについて、特段の異論はなし。

## (参考) 来年度以降の10年間(2030年度まで)の準備金残高と法定準備金に対する残高の状況 (協会けんぽ(医療分)の5年収支見通しの前提によるごく粗い試算)

5年収支見通し(令和2年12月試算)と同様の前提において、今後10年間(2030年度まで)の各年度末における協会けんぽの準備金残高と法定準備金に対する残高の状況に係るごく粗い試算を行った。

試算は、以下の3ケースを作成した。

- ・ケースⅠ：令和2年9月試算においてお示したコロナケースⅠの令和2年度の数値のみを置き換え、令和3年度以降の前提は同じとした場合(コロナケースⅠはリーマンショック時の協会けんぽの実績を踏まえて前提を設定したもの)
- ・ケースⅡ：令和2年9月試算においてお示したコロナケースⅡの令和2年度の数値のみを置き換え、令和3年度以降の前提は同じとした場合(コロナケースⅡはリーマンショック時の協会けんぽの実績を踏まえて前提を設定したもの)
- ※ 令和2年9月試算のコロナケースⅢにおける令和3年度以降の前提は、コロナケースⅡと同じであるため、コロナケースⅢの令和2年度の数値のみを置き換えたものはケースⅡと同じである。
- ・ケースⅢ：直近の協会けんぽの実績を踏まえて令和3年度の前提を設定した場合

### 〈5年収支見通し(令和2年12月試算)における前提〉

- 今後の被保険者数等については、次の通りとした。
- ① 令和2年度については、令和2年3～10月の協会けんぽの実績に基づいて、被保険者数の伸び率は0.9%と見込んだ。令和3年度については、以下の前提をおいた。

表1. 被保険者数の伸び率の前提(令和2、3年度)

	2020(令和2)年度	2021(3)
ケースⅠ、ケースⅡ	0.9%	0.3% <sup>1)</sup>
ケースⅢ		0.4%

注：1) ケースⅠ、ケースⅡにおける令和3年度の前提は、令和2年9月試算においてお示したコロナケースⅠ、コロナケースⅡとそれぞれ同じである。

- ② 令和4年度以降については、「日本の将来推計人口」(平成29年4月 国立社会保障・人口問題研究所)の出生中位(死亡中位)を基礎として推計を行った。
- ③ 令和4年度と令和6年度に実施予定の被用者保険の適用拡大<sup>2)</sup>の影響を試算に織り込んだ。

注：2) 短時間労働者について、令和4年10月に100人超規模の企業、令和6年10月に50人超規模の企業まで被用者保険を適用することになった。また、短時間労働の公務員に適用される医療保険は令和4年10月に協会けんぽから公務員共済に変更されることとなった。

〈 5年収支見通し（令和2年12月試算）における前提 〉

○ 今後の賃金上昇率については、次の通りとした。

① 令和2年度については、令和2年3～10月の協会けんぽの実績に基づいて、▲0.0%と見込んだ。令和3年度以降については、以下の前提をおいた。

表2. 賃金上昇率の前提

	2020（令和2）年度	2021（3）	2022（4）	2023（5）～
ケースⅠ		0.0% <sup>3)</sup>	0.6% <sup>3)</sup>	0.6% <sup>3)</sup>
ケースⅡ	▲0.0%	▲1.4% <sup>3)</sup>	▲0.3% <sup>3)</sup>	0.0% <sup>3)</sup>
ケースⅢ		▲0.5%	0.0%	0.0%

注： 3) ケースⅠ、ケースⅡにおける令和3年度以降の前提は、令和2年9月試算においてお示したコロナケースⅠ、コロナケースⅡとそれぞれ同じである。

○ 今後の医療給付費については、次の通りとした。

① 令和2年度の加入者一人当たり伸び率については、令和2年3～10月の協会けんぽの実績を踏まえて、▲3.2%と見込んだ。令和3年度の加入者一人当たり伸び率については、以下の前提をおいた。

表3. 加入者一人当たり医療給付費の伸び率の前提（令和2、3年度）

	2020（令和2）年度	2021（3）
ケースⅠ、ケースⅡ		2.9% <sup>4)</sup>
ケースⅢ	▲3.2%	5.1%

注： 4) ケースⅠ、ケースⅡにおける令和3年度の前提は、令和2年9月試算においてお示したコロナケースⅠ、コロナケースⅡとそれぞれ同じである。

② 令和4年度以降の加入者一人当たり伸び率については、平成28～令和元年度（4年平均）の協会けんぽなどの年齢階級別医療費の伸びの平均（実績）を使用し、以下の前提をおいた。ただし、平成28年度の伸び率は高額薬剤の影響を除外して計算した伸び率を使用した。

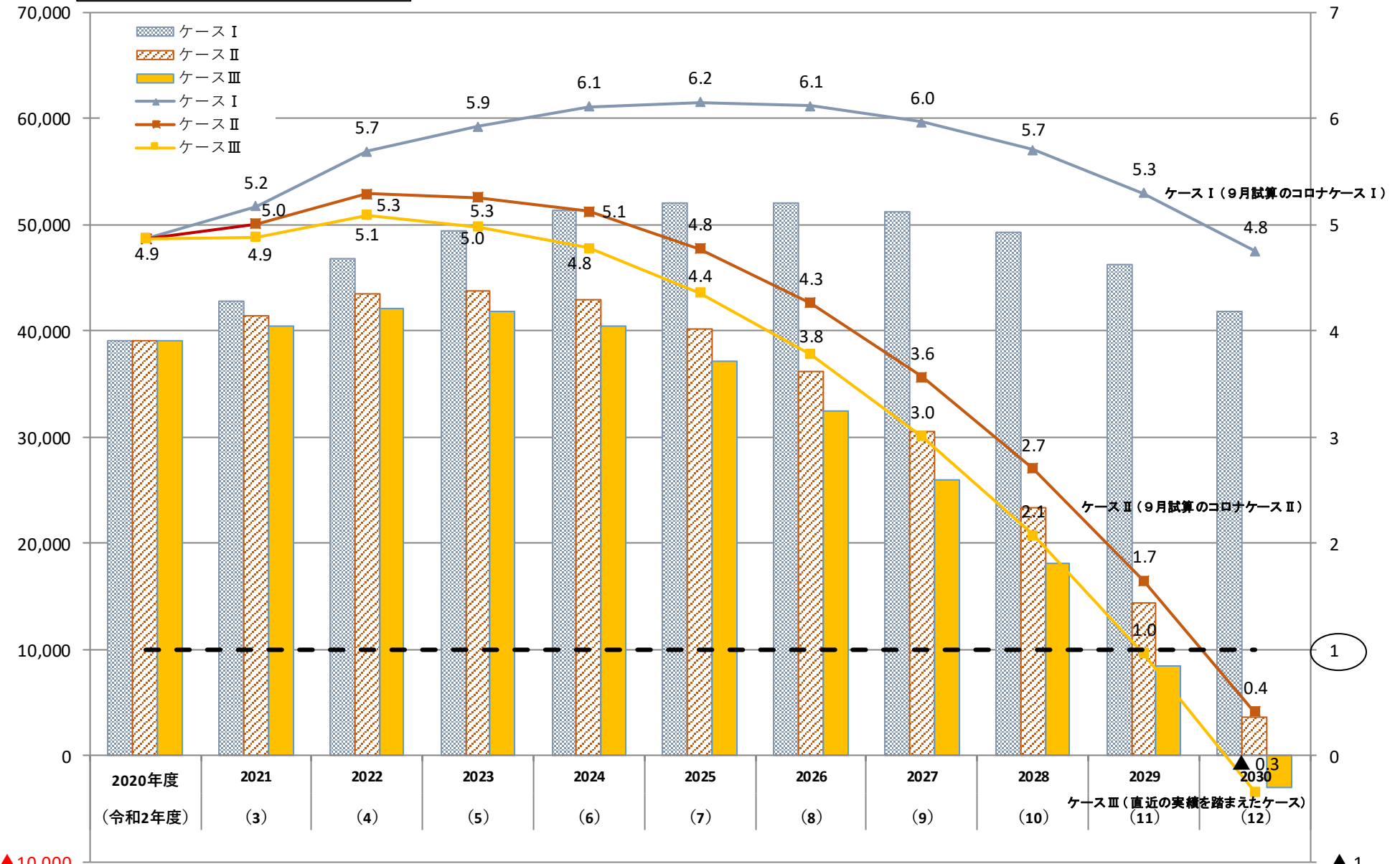
表4. 加入者一人当たり医療給付費の伸び率の前提（令和4年度以降）

75歳未満	2.0%
75歳以上（後期高齢者支援金の推計に使用）	0.4%

○ 現金給付は、給付の性格に応じ、被保険者数等及び総報酬額の見通しを使用した。

(億円) 棒グラフ: 準備金残高 (目盛: 左)

折れ線グラフ: 法定準備金に対する比率 (目盛: 右) (か月分)



▲10,000

▲ 1





## ②東京支部の保険料率について

# 令和3年度都道府県単位保険料率算定のポイント

令和3年度は、令和元年度の各支部の医療給付費等の実績に基づき、新たな保険料率に見直す。

## ① 平均保険料率

---

- 10.00%

## ② インセンティブ制度

---



- 令和元年度の実施結果を反映
- 加算率：0.007%

## ③ 変更時期

---

- 令和3年3月分（4月納付分）から新たな保険料率に変更

# 令和3年度 健康保険料率及び介護保険料率（見込）

保険料率	令和2年度 令和3年2月分（3月納付分）まで	令和3年度 令和3年3月分（4月納付分）から
健康保険料率 (東京支部)	9.87%	 9.84%
介護保険料率	1.79%	 1.80%

# 協会けんぽの収支見込(医療分)

(単位：億円)

		R1年度	R2年度	R3年度	備考
		決算	直近見込 (R2年12月)	政府予算案を踏まえた見込 (R2年12月)	
収入	保険料収入	95,939	94,432	98,596	H24-R2年度保険料率： 10.00% R3年度保険料率： 10.00%
	国庫補助等	12,113	12,719	12,456	
	その他	645	285	237	
	計	108,697	107,437	111,289	
支出	保険給付費	63,668	62,175	66,838	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content;">                     拠出金等対前年度比                      + 272 } + 443                      + 172 }                      ▲ 0                 </div>
	前期高齢者納付金	15,246	15,302	15,573	
	後期高齢者支援金	20,999	21,320	21,492	
	退職者給付拠出金	2	1	1	
	病床転換支援金	0	0	0	
	その他	3,383	3,430	4,497	
	計	103,298	102,227	108,400	
単年度収支差		5,399	5,209	2,889	○R3年度の単年度収支を均衡させた場合の保険料率 R3年度均衡保険料率： 9.70%
準備金残高		33,920	39,129	42,018	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

# 令和3年度 東京支部の保険料率①

平均保険料率 ≒  
10.00%

第1号保険料率  
5.2947%

+

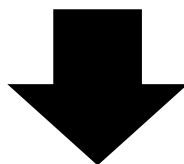
第2号保険料率  
3.9898%

+

第3号保険料率  
0.7406%

-

収入等見込額  
相当率  
0.0252%



○第1号保険料率

①医療給付費（支部）⇒ ②「年齢調整」・「所得調整」

○第2号保険料率

3.9898%（全支部共通分）+0.0068%（インセンティブ制度の財源拠出）

○収入等見込額相当率

0.0252%（全支部共通分）+ 0.0188%（前々年度の精算分（プラスの場合））

## （東京支部）

都道府県単位 ≒  
保険料率  
9.84%

第1号保険料率  
5.1464%

+

第2号保険料率  
3.9967%

+

第3号保険料率  
0.7406%

-

収入等見込額  
相当率  
0.0439%

注） 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

## 参 考

### □第1号保険料率（支部ごと）

・医療給付費 等

### □第2号保険料率

・現金給付費（全支部共通）

・前期高齢者納付金、後期高齢者支援金（全支部共通）

・インセンティブ制度の財源拠出（支部ごと） 等

### □第3号保険料率（全支部共通）

・業務経費、一般管理費、準備金積立て 等

### □収入等見込額相当率

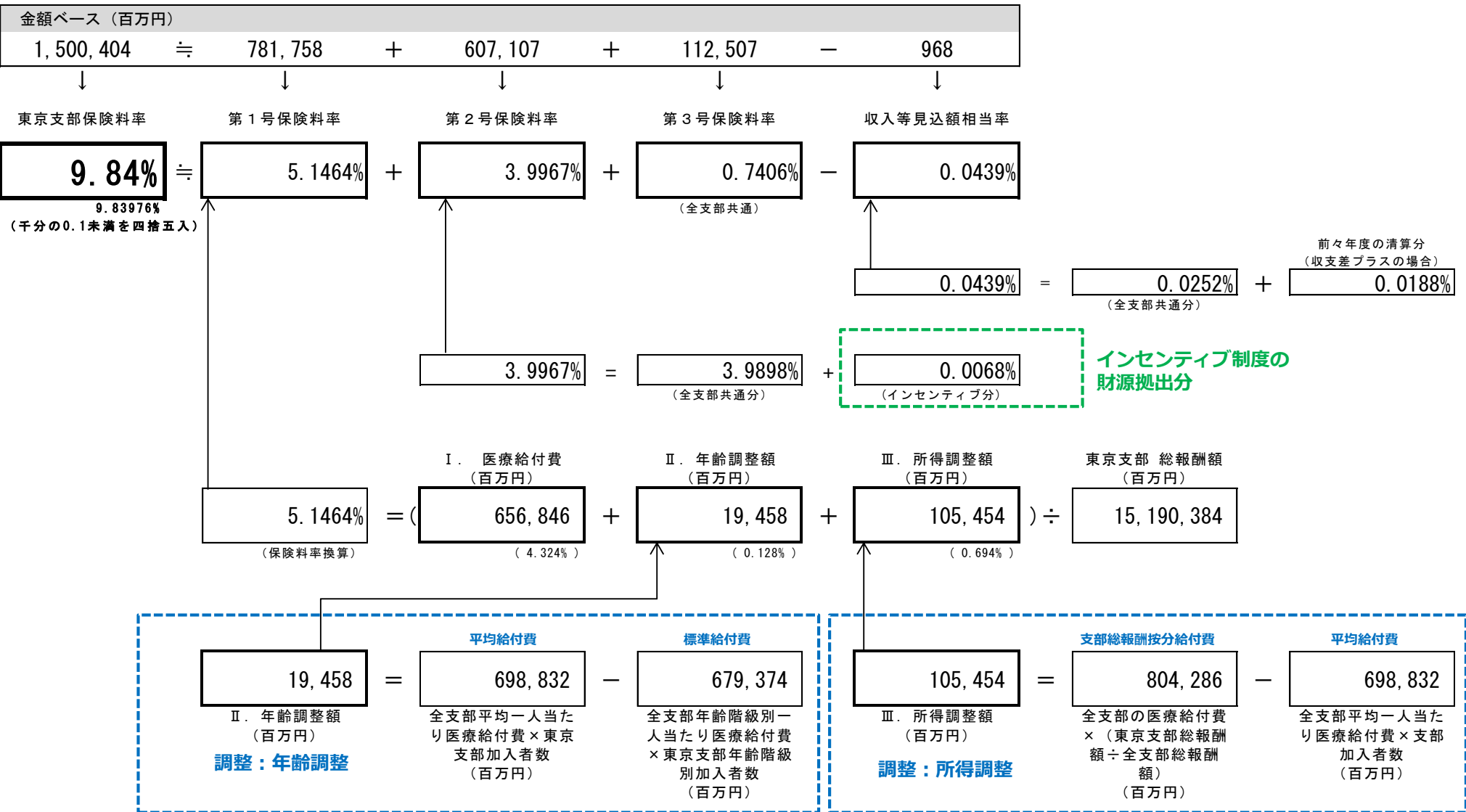
①収入等見込額相当率（全支部共通）

・日雇特例被保険者保険料収入、雑収入 等

②前々年度の精算分（支部ごと）

・前々年度の支部の収支差（プラスの場合）

# 令和3年度 東京支部の保険料率②

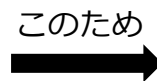


※ 実際は表示の桁数以上に端数があり、それを一番最後に四捨五入している。

# 【調整】年齢調整・所得調整①

都道府県単位保険料率では、一般的に

- 年齢構成の高い都道府県ほど医療費が高く、保険料率が高くなる。
- 所得水準の低い都道府県ほど、同じ医療費でも保険料率が高くなる。



都道府県間で次のような  
**年齢調整・所得調整**を行う。

## ■ 年齢調整

$$\text{年齢調整額} = \text{平均給付費} - \text{標準給付費}$$

### <一般的な傾向>

- 平均よりも年齢構成が低い※場合は加算される（保険料率が上がる）傾向

※ 厳密には、医療費が比較的かからない年齢層が多い場合になる。

⇒ **令和3年度：東京支部は0.13%加算**

年齢構成		保険料率
平均よりも高い	➡	下がる
平均よりも低い	➡	上がる

## ■ 所得調整

$$\text{所得調整額} = \text{支部総報酬按分給付費} - \text{平均給付費}$$

### <一般的な傾向>

- 平均よりも総報酬額が高い場合は加算される（保険料率が上がる）傾向

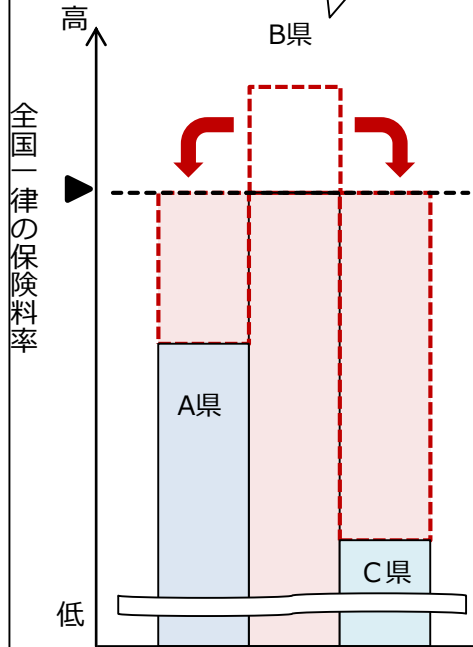
⇒ **令和3年度：東京支部は0.69%加算**

所得水準		保険料率
平均よりも高い	➡	上がる
平均よりも低い	➡	下がる

# 【調整】 年齢調整・所得調整②

全国一律の保険料率  
(平成20年9月まで)

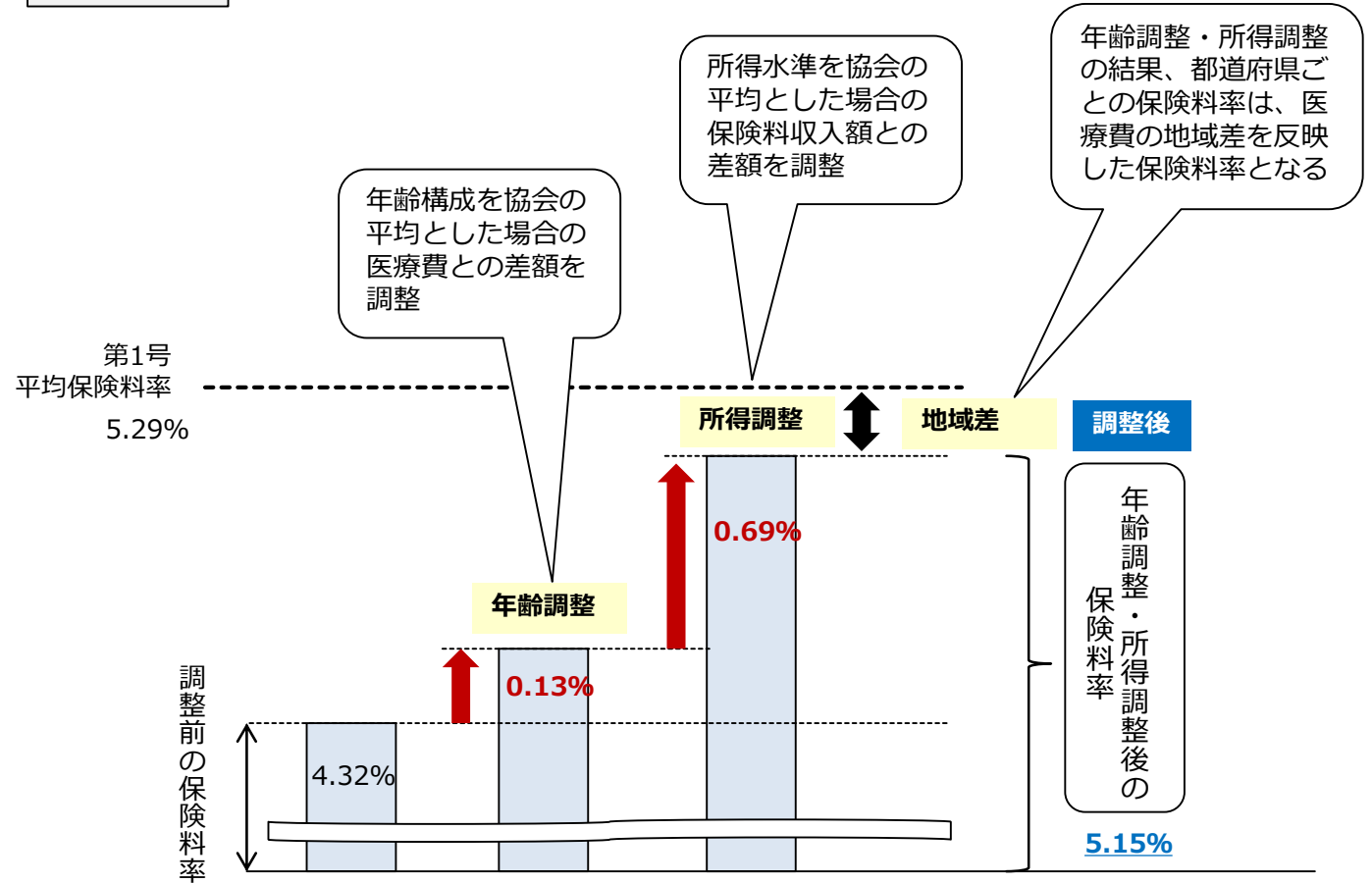
都道府県ごとの医療費の水準にかかわらず保険料率は一律



都道府県単位保険料率  
(平成20年10月から)

【例】 医療費が比較的かからない年齢層が多く、  
所得水準の高い東京都の例

令和3年度



注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

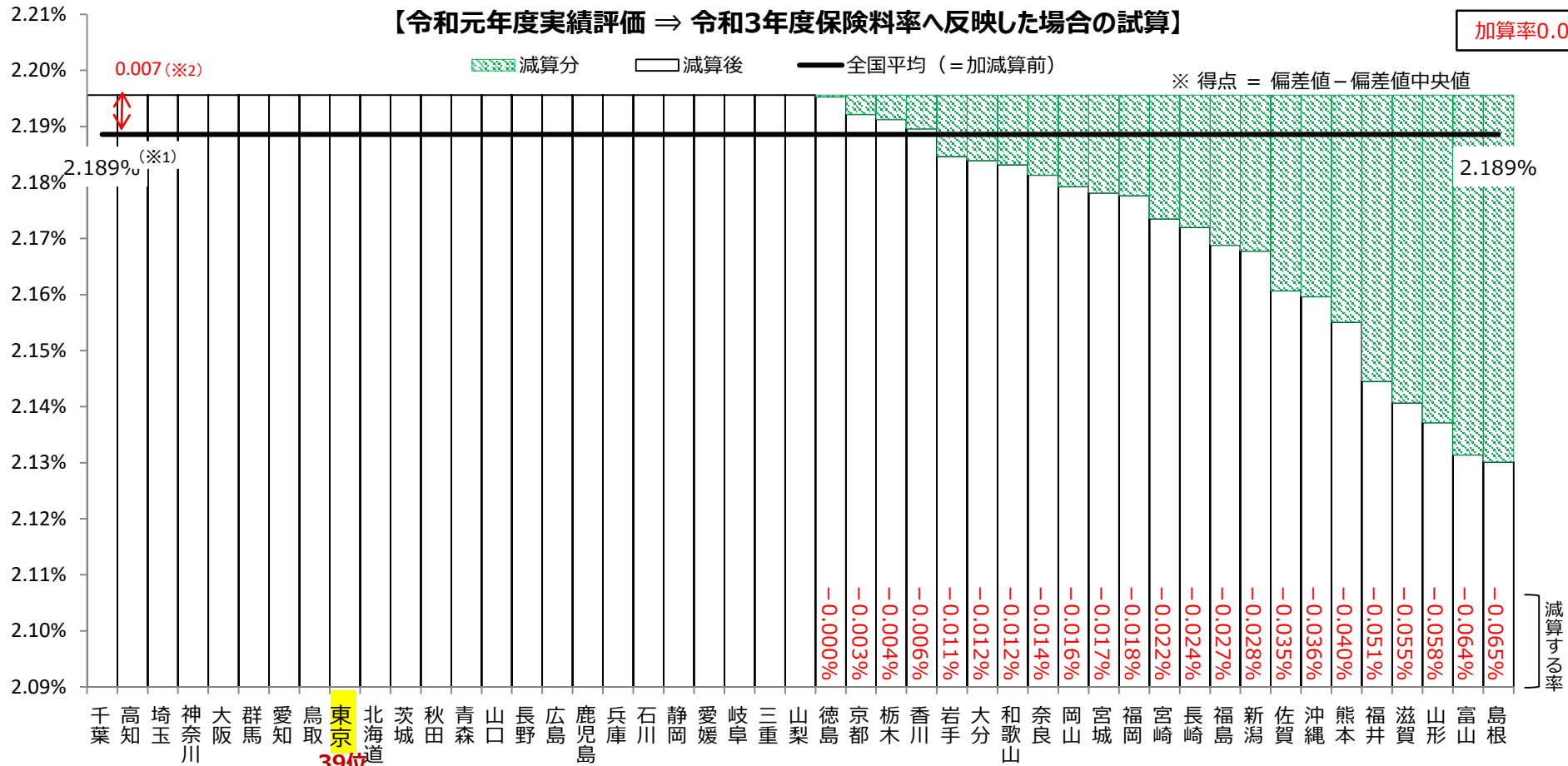


# インセンティブ制度の実績評価の保険料率への反映

令和2年11月25日(水) 第107回 全国健康保険協会 運営委員会 資料2(一部抜粋・加筆)

## 令和元年度実績(4月~3月確定値)のデータを用いた試算

【令和元年度実績評価 ⇒ 令和3年度保険料率へ反映した場合の試算】



※1 2.189%とは、令和元年度決算における総報酬額及び後期高齢者支援金の額を基に仮に算出した後期高齢者支援金の料率である。

※2 令和3年度保険料率に盛り込むインセンティブ分保険料率(0.007%)は、令和元年度総報酬額の実績に0.007%を乗じて令和3年度総報酬額の見込み額を除いて計算する。本試算においては、計算のためのデータがないため、0.007%としている。(詳細は、「平成30年3月20日開催 第91回運営委員会資料 資料3」に掲載。)



第2号保険料率に、インセンティブ制度の財源に係る保険料率0.0068%を加算※

※ インセンティブ制度の加算額は、令和元年度の支部総報酬額の実績に0.007%を乗じて計算するため、これを令和3年度総報酬額の見込みで除した料率換算値は(端数も込めてちょうど)0.007%になるとは限らない。

# 令和3年度 都道府県単位保険料率の算定について

(単位：%)

	医療給付費についての調整前の所要保険料率 (a)	調整(b)		医療給付費についての調整後の保険料率 (a+b)	所要保険料率 (a+b+4.71)	保険料率 (精算反映後、インセンティブ反映前) (C)	保険料率 (精算・インセンティブ反映後) (d)	インセンティブ分
		年齢調整	所得調整					
全国	5.29	—	—	5.29	10.00	10.00	10.00	0.000
東京	<b>4.32</b>	<b>0.13</b>	<b>0.69</b>	<b>5.15</b>	<b>9.85</b>	<b>9.83</b>	<b>9.84</b>	<b>0.007</b>

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

## 〈備考〉

- ・ 所要保険料率は、医療給付費についての調整後の保険料率に、傷病手当金等の現金給付費（0.45%）、前期高齢者納付金等（3.54%）、保健事業費等（0.74%）、その他収入（▲0.03%）に係る合計の保険料率（4.71%）を加算したものである。
- ・ 保険料率(c)は、所要保険料率には含まれていない、令和元年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算分を含めて算定したものである。
- ・ 保険料率(d)は、保険料率(c)に、インセンティブ制度による支部毎の加減算額にかかる料率を含めて算定したものである。
- ・ インセンティブ制度の加算額は、令和元年度の支部総報酬額の実績に0.007%を乗じて計算するため、これを令和3年度総報酬額の見込みで除した料率換算値は（端数も込めてちょうど）0.007%になるとは限らない。減算額も支部総報酬額の実績に基づき算定するため、料率換算値は11月に行われた運営委員会のインセンティブに係る資料（資料2）の「令和元年度（4月～3月確定値）のデータを用いた試算」における減算する率と一致するとは限らない。

# 【参考】令和2年度 都道府県単位保険料率の算定について

令和2年1月29日(水) 第102回 全国健康保険協会 運営委員会 参考資料1(抜粋)

	医療給付費に ついての調整前の 保険料率 (a)	調整(b)		医療給付費に ついての調整後の 保険料率 (a+b)	所要保険料率 (精算除く) (a+b+4.73)	保険料率 (精算含む) (インセンティブ反映前) (c)		保険料率 (精算・インセンティブ反映後) (d)		インセンティブ分 (単位:%)
		年齢調整	所得調整							
全 国	5.27	—	—	5.27	10.00	10.00	10.00	10.00	0.000	
1 北 海 道	6.27	▲ 0.27	▲ 0.33	5.67	10.40	10.41	10.41	10.41	0.004	
2 青 森	6.28	▲ 0.20	▲ 0.89	5.19	9.92	9.89	9.88	9.88	▲ 0.011	
3 岩 手	5.88	▲ 0.25	▲ 0.59	5.04	9.77	9.77	9.77	9.77	▲ 0.007	
4 宮 城	5.76	▲ 0.13	▲ 0.30	5.33	10.06	10.08	10.06	10.06	▲ 0.025	
5 秋 田	6.89	▲ 0.51	▲ 0.87	5.50	10.23	10.25	10.25	10.25	▲ 0.006	
6 山 形	6.00	▲ 0.21	▲ 0.48	5.31	10.04	10.07	10.05	10.05	▲ 0.015	
7 福 島	5.29	▲ 0.10	▲ 0.22	4.97	9.70	9.72	9.71	9.71	▲ 0.008	
8 茨 城	4.98	0.01	0.07	5.06	9.79	9.76	9.76	9.76	0.004	
9 栃 木	5.20	▲ 0.03	▲ 0.03	5.14	9.87	9.88	9.88	9.88	0.004	
10 群 馬	5.17	▲ 0.02	▲ 0.07	5.07	9.81	9.77	9.77	9.77	0.004	
11 埼 玉	4.88	0.01	0.18	5.06	9.79	9.80	9.81	9.81	0.004	
12 千 葉	4.98	▲ 0.10	0.16	5.05	9.78	9.75	9.75	9.75	0.004	
13 東 京	4.37	0.06	0.71	5.13	9.87	9.87	9.87	9.87	0.004	
14 神 奈 川	4.76	▲ 0.03	0.45	5.18	9.91	9.92	9.93	9.93	0.004	
15 新 潟	5.26	▲ 0.12	▲ 0.31	4.82	9.55	9.59	9.58	9.58	▲ 0.018	
16 富 山	4.81	▲ 0.08	0.17	4.90	9.63	9.59	9.59	9.59	▲ 0.003	
17 石 川	5.27	▲ 0.02	0.05	5.29	10.02	10.02	10.01	10.01	▲ 0.005	
18 福 井	5.38	▲ 0.10	▲ 0.04	5.24	9.97	9.98	9.95	9.95	▲ 0.022	
19 山 梨	5.39	▲ 0.11	▲ 0.16	5.12	9.85	9.80	9.81	9.81	0.004	
20 長 野	5.17	▲ 0.06	▲ 0.19	4.92	9.65	9.70	9.70	9.70	▲ 0.002	
21 岐 阜	5.18	0.02	▲ 0.04	5.17	9.90	9.91	9.92	9.92	0.004	
22 静 岡	4.89	▲ 0.05	0.13	4.97	9.70	9.72	9.73	9.73	0.003	
23 愛 知	4.62	0.19	0.33	5.15	9.88	9.88	9.88	9.88	0.004	
24 三 重	4.97	0.05	0.05	5.07	9.80	9.77	9.77	9.77	▲ 0.002	
25 滋 賀	5.15	0.06	▲ 0.13	5.08	9.81	9.79	9.79	9.79	▲ 0.005	
26 京 都	5.14	0.06	0.08	5.28	10.01	10.02	10.03	10.03	0.004	
27 大 阪	5.18	0.16	0.14	5.49	10.23	10.22	10.22	10.22	0.004	
28 兵 庫	5.37	0.04	▲ 0.00	5.41	10.14	10.13	10.14	10.14	0.004	
29 奈 良	5.80	▲ 0.01	▲ 0.42	5.37	10.10	10.13	10.14	10.14	0.004	
30 和 歌 山	5.88	0.03	▲ 0.52	5.39	10.12	10.13	10.14	10.14	0.004	
31 鳥 取	6.05	▲ 0.12	▲ 0.70	5.23	9.96	9.98	9.99	9.99	0.004	
32 島 根	6.28	▲ 0.27	▲ 0.59	5.42	10.15	10.15	10.15	10.15	▲ 0.005	
33 岡 山	5.57	0.07	▲ 0.18	5.46	10.19	10.17	10.17	10.17	0.001	
34 広 島	5.35	0.04	▲ 0.10	5.29	10.02	10.00	10.01	10.01	0.004	
35 山 口	5.80	▲ 0.19	▲ 0.13	5.49	10.22	10.20	10.20	10.20	0.004	
36 徳 島	6.08	▲ 0.08	▲ 0.40	5.59	10.32	10.28	10.28	10.28	0.004	
37 香 川	5.94	▲ 0.05	▲ 0.28	5.61	10.34	10.33	10.34	10.34	0.004	
38 愛 媛	5.81	0.04	▲ 0.48	5.36	10.09	10.06	10.07	10.07	0.004	
39 高 知	6.08	▲ 0.12	▲ 0.43	5.53	10.26	10.30	10.30	10.30	0.004	
40 福 岡	5.85	0.03	▲ 0.28	5.60	10.33	10.31	10.32	10.32	0.004	
41 佐 賀	6.98	▲ 0.16	▲ 0.76	6.06	10.79	10.77	10.73	10.73	▲ 0.036	
42 長 崎	6.43	▲ 0.16	▲ 0.75	5.52	10.25	10.23	10.22	10.22	▲ 0.014	
43 熊 本	6.25	▲ 0.03	▲ 0.64	5.58	10.31	10.35	10.33	10.33	▲ 0.013	
44 大 分	6.28	▲ 0.16	▲ 0.62	5.50	10.23	10.17	10.17	10.17	0.002	
45 宮 崎	6.11	▲ 0.07	▲ 0.84	5.20	9.93	9.92	9.91	9.91	▲ 0.006	
46 鹿 児 島	6.38	▲ 0.03	▲ 0.87	5.48	10.21	10.25	10.25	10.25	▲ 0.006	
47 沖 縄	6.57	0.32	▲ 1.65	5.24	9.97	10.01	9.97	9.97	▲ 0.033	

・所要保険料率は、医療給付費についての調整後の保険料率に、傷病手当金等の現金給付費(0.45%)、前期高齢者納付金等(3.44%)、保健事業費等(0.87%)、その他収入(▲0.03%)に係る合計の保険料率(4.73%)を加算したものである。

・保険料率(c)は、所要保険料率には含まれていない。平成30年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算分を含めて算定したものである。

・保険料率(d)は、保険料率(c)に、インセンティブ制度による支部毎の加減算額にかかる料率を含めて算定したものである。

・インセンティブ制度の加算額は、平成30年度の支部総報酬額の実績に0.004%を乗じて計算するため、これを令和2年度総報酬額の見込みで除した料率換算値はちょうど0.004%になるとは限らない。減算額も平成30年度の

支部総報酬額の実績に基づき算定するため、料率換算値は11月に行われた運営委員会のインセンティブに係る資料(資料2-1)中、「平成30年度(4月～3月確定値)のデータを用いた実績」の減算する率とは一致しない。



## ③介護保険料率について

# 協会けんぽの収支見込(介護分)

(単位：億円)

		R1年度	R2年度	R3年度	備考
		決算	直近見込 (R2年12月)	政府予算案を踏まえた見込 (R2年12月)	
収入	保険料収入	10,074	10,343	10,983	R1年度保険料率： 1.73% R2年度保険料率： 1.79% R3年度保険料率： 1.80%  納付金対前年度比 ⇒ + 242
	国庫補助等	515	-	-	
	その他	-	-	-	
	計	10,589	10,343	10,983	
支出	介護納付金	10,671	10,303	10,544	
	その他	-	21	-	
	計	10,671	10,324	10,544	
単年度収支差		▲ 82	19	438	
準備金残高		▲ 485	▲ 466	▲ 28	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

# 令和3年度 介護保険料率

介護保険の保険料率については、単年度で収支が均衡するよう、介護納付金の額を総報酬額で除したものを基準として保険者が定めると健康保険法で法定されている。

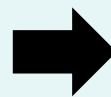
各年度の介護保険料率は、次の算式により得た率を基準として、保険者が定めることとなっている。

$$\text{介護保険料率} = \frac{\text{介護納付金の額}}{\text{介護保険第2号被保険者（40歳～64歳）の総報酬額総額の見込}}$$

※令和3年度政府予算案では、介護納付金は1兆544億円と前年度比で242億円増加の見込み。

令和3年度は、令和2年度末に見込まれる不足分（466億円）も含め、単年度で収支が均衡するよう**1.80%**（令和3年4月納付分から変更）とする。

令和2年度  
1.79%



令和3年度  
1.80%

（参考）健康保険法160条16項

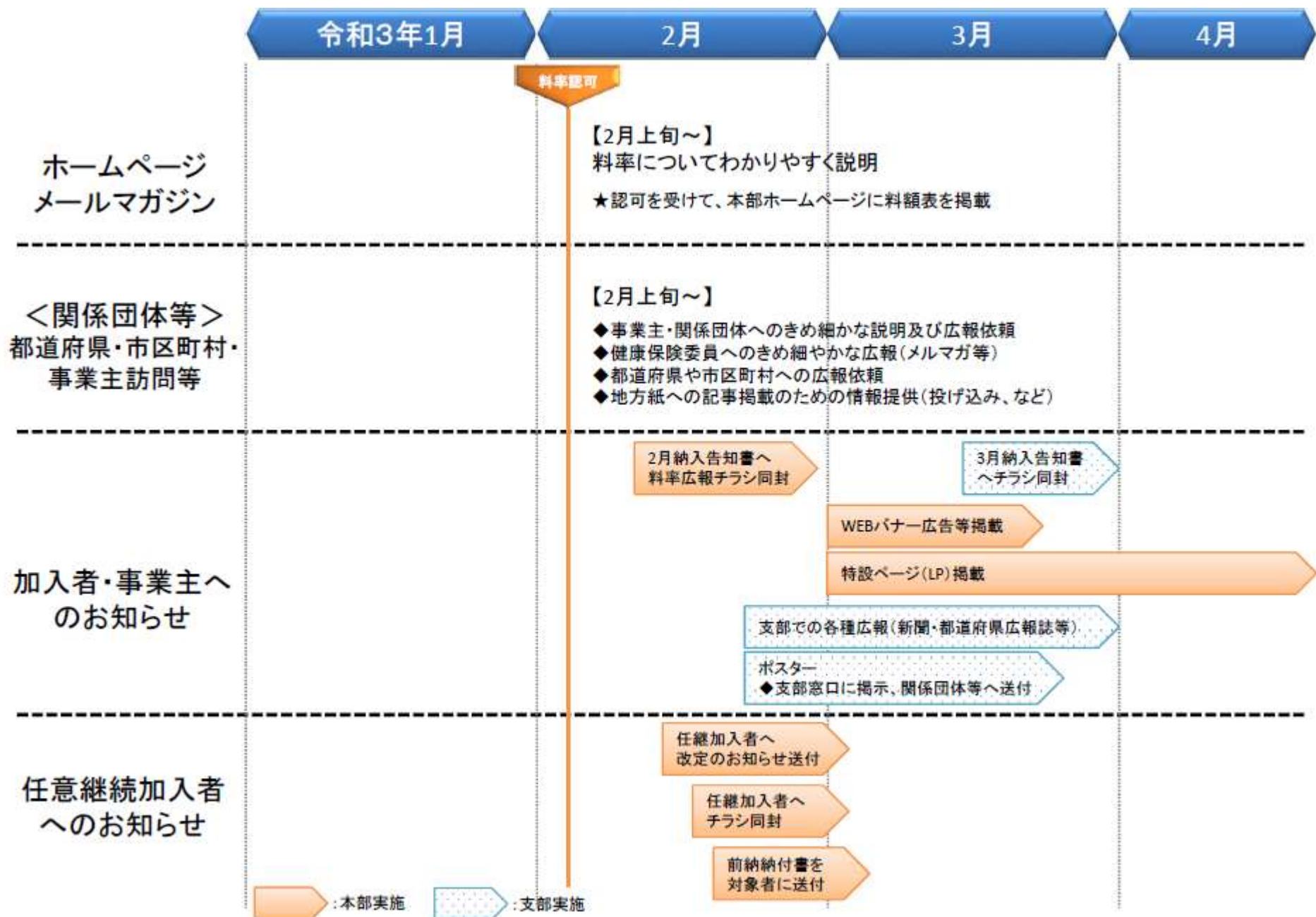
介護保険料率は、各年度において保険者が納付すべき介護納付金（日雇特例被保険者に係るものを除く。）の額を当該年度における当該保険者が管掌する介護保険第2号被保険者である被保険者の総報酬額の総額の見込額で除して得た率を基準として、保険者が定める。





## ④ 広報スケジュール

# 令和3年度保険料率改定に係る広報スケジュール（予定）



# **【参考】令和3年度都道府県単位 保険料率の算定に係る基礎データ**

# 令和3年度都道府県単位保険料率の算定に係る基礎データ

- 医療給付費に関する都道府県単位保険料率は、下記の基礎データを用いて算定する（年齢調整及び所得調整を含む）。

- ・ 都道府県支部別・年齢階級別加入者数
- ・ 都道府県支部別医療給付費
- ・ 年齢階級別加入者1人当たり医療給付費
- ・ 都道府県支部別総報酬額

注 ・ 上記の都道府県支部別・年齢階級別加入者数及び都道府県支部別総報酬額については、令和元年度の実績データを集計したものに、全国計における令和3年度の見込み値の令和元年度の実績値との比率を乗じて算出。

・ また、都道府県支部別や年齢階級別の医療給付費については、令和元年度の実績データを集計したもののから、東日本大震災、平成30年7月豪雨及び令和元年台風19号に伴う窓口負担の減免措置に係る影響額（窓口負担減免額及び波及増分に係る額）を控除したうえで、全国計における令和3年度の見込み値との比率を乗じて算出。

・ なお、医療給付費については、国庫補助金及び特別の事情に係る額（原子爆弾被爆者に係る医療費及び療養担当手当に係る額等）を控除している。

- 上記のほか、都道府県単位保険料率の算定にあたっては、「健康保険法第160条第3項第2号経費」、「同条第3号経費」、「令和元年度の都道府県支部別の収支差」及び「インセンティブ制度による都道府県支部別加減算額」も必要となる。

○ 都道府県支部別・年齢階級別加入者数（令和3年度見込み）

（百人）

	合計	0～4	5～9	10～14	15～19	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60～64	65～69	70～
全 国	410,070	19,129	21,608	22,622	24,151	26,881	27,266	29,782	33,306	38,227	41,004	34,333	30,806	28,987	20,389	11,578
1 北 海 道	18,346	762	881	942	1,041	1,088	1,064	1,208	1,416	1,701	1,826	1,610	1,559	1,504	1,168	579
2 青 森	4,569	191	223	245	287	270	250	293	361	417	436	405	413	388	256	134
3 岩 手	4,241	180	215	236	263	245	240	277	334	383	385	354	372	374	257	127
4 宮 城	7,667	341	395	412	444	469	476	556	653	720	701	597	599	626	451	226
5 秋 田	3,338	129	157	177	191	173	165	212	266	306	294	277	311	330	231	119
6 山 形	4,062	179	213	230	254	236	230	280	329	366	353	320	353	361	236	123
7 福 島	6,887	314	356	383	429	438	434	491	551	620	601	539	571	577	390	192
8 茨 城	7,283	329	380	410	448	469	451	516	597	684	730	613	547	542	365	202
9 栃 木	5,503	246	289	318	333	340	339	396	457	531	545	443	403	410	287	165
10 群 馬	6,460	291	341	377	407	420	404	443	512	606	658	548	469	461	327	194
11 埼 玉	14,306	623	726	810	869	913	888	967	1,109	1,352	1,584	1,327	1,066	959	686	426
12 千 葉	10,033	447	511	545	587	638	629	697	794	924	1,065	883	733	702	535	343
13 東 京	54,901	2,366	2,441	2,395	2,517	3,785	4,691	4,783	4,986	5,359	5,699	4,700	3,854	3,406	2,502	1,417
14 神 奈 川	16,688	739	834	890	950	1,032	1,049	1,155	1,334	1,583	1,839	1,561	1,260	1,114	829	521
15 新 潟	8,360	377	445	474	513	511	491	571	662	780	794	703	670	668	451	249
16 富 山	4,224	186	217	246	270	268	244	274	321	407	449	359	320	308	221	134
17 石 川	4,565	213	245	265	288	309	280	310	348	429	472	370	338	327	229	140
18 福 井	3,018	139	166	179	190	200	182	207	229	271	285	241	238	232	161	97
19 山 梨	2,600	120	136	146	163	170	161	171	195	231	253	229	206	198	138	83
20 長 野	6,729	311	365	397	430	431	401	442	511	628	672	575	518	509	340	200
21 岐 阜	7,765	356	430	470	516	523	471	511	588	708	795	666	597	540	374	222
22 静 岡	10,561	469	567	609	647	673	654	731	830	976	1,070	908	803	757	543	324
23 愛 知	25,693	1,223	1,384	1,458	1,557	1,882	1,854	1,914	2,082	2,402	2,684	2,175	1,836	1,570	1,038	634
24 三 重	5,296	238	282	302	328	373	351	373	412	482	525	449	418	373	244	145
25 滋 賀	3,639	180	209	218	229	243	233	259	293	339	357	289	265	253	172	100
26 京 都	9,082	433	486	504	531	627	626	660	733	858	940	762	653	576	421	274
27 大 阪	35,599	1,740	1,897	1,976	2,128	2,533	2,596	2,685	2,895	3,336	3,751	3,042	2,494	2,092	1,495	938
28 兵 庫	15,469	730	838	879	940	1,042	991	1,095	1,217	1,429	1,593	1,315	1,169	1,067	738	427
29 奈 良	3,298	157	184	197	207	217	201	225	257	304	332	277	244	230	166	101
30 和 歌 山	3,041	136	161	176	200	197	181	201	230	272	318	279	248	219	139	85
31 鳥 取	2,098	105	117	121	131	126	123	146	173	191	188	159	167	176	117	59
32 島 根	2,542	125	144	151	161	149	139	167	196	229	230	192	203	218	153	86
33 岡 山	7,406	364	415	436	466	510	490	536	590	690	736	582	522	510	344	213
34 広 島	11,146	531	625	648	682	740	726	782	873	1,037	1,144	915	811	791	536	304
35 山 口	4,373	192	234	254	272	264	243	281	335	407	436	361	338	358	259	138
36 徳 島	2,757	132	149	151	162	172	175	201	233	259	258	213	205	212	147	87
37 香 川	4,001	190	222	233	251	255	244	279	319	380	396	311	286	297	210	127
38 愛 媛	5,411	263	307	316	337	346	336	388	440	505	525	430	418	399	259	140
39 高 知	2,581	120	138	148	165	154	145	169	202	252	261	208	203	198	136	83
40 福 岡	19,429	1,034	1,126	1,122	1,136	1,267	1,282	1,446	1,635	1,815	1,825	1,489	1,379	1,355	989	528
41 佐 賀	3,015	156	177	185	195	191	179	204	238	257	252	226	236	246	179	92
42 長 崎	4,697	240	273	277	293	280	267	317	360	404	412	380	403	400	262	129
43 熊 本	6,556	349	388	392	394	401	411	481	541	577	554	503	521	535	339	169
44 大 分	4,324	205	243	257	268	272	247	290	339	394	398	339	335	353	247	136
45 宮 崎	4,148	223	258	262	266	250	235	283	332	374	363	308	329	342	220	105
46 鹿 児 島	6,332	359	401	395	395	376	385	458	519	544	511	472	512	532	330	142
47 沖 縄	6,030	392	420	410	416	413	411	454	479	506	510	427	413	392	270	118

・各支部の年齢階級別加入者数の令和元年度実績に、全国計の加入者数の令和3年度見込みとの比率を乗じて算出。

・数値は、年度の平均値。

○ 都道府県支部別医療給付費（令和3年度見込み）

（百万円）

1	北海道	263,272	25	滋賀	44,476
2	青森	59,822	26	京都	115,267
3	岩手	54,285	27	大阪	460,716
4	宮城	100,975	28	兵庫	203,120
5	秋田	47,646	29	奈良	42,538
6	山形	54,290	30	和歌山	39,639
7	福島	84,452	31	鳥取	27,265
8	茨城	88,830	32	島根	34,585
9	栃木	69,066	33	岡山	96,852
10	群馬	78,643	34	広島	141,824
11	埼玉	174,491	35	山口	59,991
12	千葉	125,168	36	徳島	37,648
13	東京	656,846	37	香川	54,586
14	神奈川	212,200	38	愛媛	70,412
15	新潟	100,093	39	高知	34,849
16	富山	51,084	40	福岡	258,156
17	石川	59,117	41	佐賀	44,483
18	福井	39,005	42	長崎	64,644
19	山梨	32,999	43	熊本	88,658
20	長野	81,420	44	大分	59,426
21	岐阜	95,808	45	宮崎	52,781
22	静岡	128,212	46	鹿児島	84,906
23	愛知	307,234	47	沖縄	73,263
24	三重	64,708		全国計	5,219,755

・各支部の医療給付費の令和元年度実績から東日本大震災、平成30年7月豪雨及び令和元年台風19号に伴う窓口負担減免措置による窓口負担減免額及び波及増分に係る額を控除した額に、全国計の医療給付費の令和3年度見込みとの比率を乗じて算出。

・医療給付費については、療養の給付のほか、療養費、移送費を含み、国庫補助金、特別の事情に係る額（原爆医療費及び療養担当手当に係る額等）を控除している。

○ 年齢階級別加入者 1 人当たり医療給付費（令和3年度見込み）

（円）

計	127,289
0～4歳	182,733
5～9	87,900
10～14	70,084
15～19	57,666
20～24	52,539
25～29	65,731
30～34	75,834
35～39	82,207
40～44	92,278
45～49	111,258
50～54	141,754
55～59	180,200
60～64	226,414
65～69	286,723
70～74	406,509

- ・ 令和元年度実績における年齢階級別加入者 1 人当たり医療給付費から、東日本大震災、平成30年7月豪雨及び令和元年台風19号に伴う窓口負担減免額及び波及増分に係る額を控除して得た額に、年齢階級計の加入者 1 人当たり医療給付費の令和3年度見込みとの比率を乗じて算出。
- ・ 医療給付費については、療養の給付のほか、療養費、移送費を含み、国庫補助金、特別の事情に係る額（原爆医療費及び療養担当手当に係る額等）を控除している。

○ 都道府県支部別総報酬額（令和3年度見込み）

（百万円）

1	北海道	4,157,486	25	滋賀	851,288
2	青森	941,128	26	京都	2,205,868
3	岩手	913,048	27	大阪	8,824,797
4	宮城	1,733,261	28	兵庫	3,714,083
5	秋田	688,974	29	奈良	732,081
6	山形	892,057	30	和歌山	665,448
7	福島	1,572,590	31	鳥取	444,154
8	茨城	1,763,233	32	島根	549,095
9	栃木	1,315,010	33	岡山	1,716,270
10	群馬	1,531,639	34	広島	2,620,369
11	埼玉	3,555,539	35	山口	1,021,985
12	千葉	2,489,136	36	徳島	612,905
13	東京	15,190,384	37	香川	906,000
14	神奈川	4,375,221	38	愛媛	1,187,369
15	新潟	1,895,181	39	高知	571,339
16	富山	1,041,293	40	福岡	4,417,042
17	石川	1,102,200	41	佐賀	630,811
18	福井	719,636	42	長崎	981,917
19	山梨	605,717	43	熊本	1,400,736
20	長野	1,554,937	44	大分	927,793
21	岐阜	1,845,656	45	宮崎	859,863
22	静岡	2,597,504	46	鹿児島	1,299,701
23	愛知	6,563,438	47	沖縄	1,116,244
24	三重	1,283,042	全国計		98,584,466

・ 標準報酬月額と標準賞与額のそれぞれについて、各支部の令和元年度実績に、全国計の令和元年度実績に対する令和3年度見込みの比率

及び予定保険料納付率（約0.996）を乗じて支部の標準報酬月額及び標準賞与額の見込みを算出し、それらを合算。



○ 都道府県単位保険料率の算定に係る基礎データについて（令和3年度見込み）

【支出】

（百万円）

法第160条第3項第1号経費	
・医療給付費（国庫補助を除く）	5,219,755
法第160条第3項第2号経費	
・現金給付費等（国庫補助、日雇拋出金を除く）	439,750
・拋出金等（国庫補助を除く）	3,493,578
・前期高齢者納付金	1,344,451
・後期高齢者支援金	2,149,047
・退職者給付拋出金	67
・病床転換支援金	13
法第160条第3項第3号経費	
・協会業務経費（国庫補助を除く）	181,180
・一般管理費（国庫負担を除く）	57,890
・貸付金	150
・雑支出	165,224
・準備金積立て	288,921
*事務経費・雑支出（国）	36,799
合 計	9,883,247

【収入】

保険料収入	
・保険料収入（一般分）	9,858,447
その他収入	
・貸付金返済収入	150
・雑収入	20,463
*日雇特例被保険者保険料収入	1,126
*雑収入等（国）	3,062
合 計	9,883,247

・ \*については、国の予算において計上されるもの。

・ 第1号経費の医療給付費は、特別の事情に係る額（原爆医療費及び療養担当手当に係る額等）を控除したものであり、当該控除額は第2号経費の現金給付費等に含まれている。

・ 第2号経費及びその他収入において、インセンティブ制度による加算額及び減算額は含まれていない。

・ 第3号経費及びその他収入において、令和元年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算分は含まれていない。

## 共通料率等

共通料率 (A + B - C)	4.71 %
A. 第2号都道府県単位保険料率	3.99 %
B. 第3号都道府県単位保険料率	0.74 %
C. 収入等の率	0.03 %
第1号平均保険料率	5.29 %
計	10.00 %

- ・ 第2号都道府県単位保険料率（共通料率のA）及び収入等の率（共通料率のC）には、インセンティブ制度による加算額及び減算額は含まれていない。
- ・ 第3号都道府県単位保険料率（共通料率のB）及び収入等の率（共通料率のC）には、令和元年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算分は含まれていない。

# ○ 令和元年度の都道府県支部別の収支差

- 令和3年度の都道府県単位保険料率の算定においては、健康保険法施行規則第135条の7に基づき、令和元年度の都道府県支部ごとの収支における収支差について精算する必要がある。

収支差がプラスの場合は収入の「その他収入」に加算し、マイナスの場合は「▲」（マイナス記号）を外した値を支出の「第3号経費」に加算する。

(百万円)

1	北海道	▲849	25	滋賀	112
2	青森	▲244	26	京都	▲272
3	岩手	27	27	大阪	▲2,043
4	宮城	312	28	兵庫	▲1,407
5	秋田	156	29	奈良	278
6	山形	▲344	30	和歌山	70
7	福島	▲65	31	鳥取	27
8	茨城	613	32	島根	130
9	栃木	124	33	岡山	416
10	群馬	1,335	34	広島	81
11	埼玉	▲492	35	山口	92
12	千葉	27	36	徳島	192
13	東京	2,853	37	香川	452
14	神奈川	▲1,511	38	愛媛	▲743
15	新潟	153	39	高知	259
16	富山	33	40	福岡	1,790
17	石川	▲468	41	佐賀	430
18	福井	▲410	42	長崎	159
19	山梨	419	43	熊本	▲339
20	長野	▲711	44	大分	▲149
21	岐阜	426	45	宮崎	613
22	静岡	▲283	46	鹿児島	▲928
23	愛知	▲566	47	沖縄	▲96
24	三重	344		全国計	0

○ インセンティブ制度による都道府県支部別加算額・減算額

(百万円)

	加算額	減算額	加減算額		加算額	減算額	加減算額
1 北海道	285	0	285	25 滋賀	58	458	▲400
2 青森	65	0	65	26 京都	151	74	77
3 岩手	63	98	▲35	27 大阪	606	0	606
4 宮城	119	296	▲177	28 兵庫	255	0	255
5 秋田	47	0	47	29 奈良	50	102	▲52
6 山形	61	511	▲450	30 和歌山	46	81	▲35
7 福島	108	413	▲305	31 鳥取	31	0	31
8 茨城	121	0	121	32 島根	38	353	▲315
9 栃木	90	55	35	33 岡山	118	274	▲156
10 群馬	105	0	105	34 広島	180	0	180
11 埼玉	243	0	243	35 山口	70	0	70
12 千葉	170	0	170	36 徳島	42	2	40
13 東京	1,040	0	1,040	37 香川	62	53	9
14 神奈川	300	0	300	38 愛媛	82	0	82
15 新潟	130	517	▲386	39 高知	39	0	39
16 富山	72	656	▲585	40 福岡	303	775	▲472
17 石川	76	0	76	41 佐賀	43	216	▲173
18 福井	49	361	▲311	42 長崎	67	227	▲159
19 山梨	42	0	42	43 熊本	96	556	▲460
20 長野	107	0	107	44 大分	64	106	▲42
21 岐阜	127	0	127	45 宮崎	59	186	▲127
22 静岡	178	0	178	46 鹿児島	89	0	89
23 愛知	451	0	451	47 沖縄	77	393	▲316
24 三重	88	0	88	全国計	6,764	6,764	0

・ 加算額を支出の「第2号経費」に加算し、減算額を収入の「その他収入」に加算する。